

## 8 合理的配慮の申請

検査において、障がい等により特別な配慮を必要とする場合は、在籍校を通じてかかみがはら支援学校へ依頼すること。希望内容については、在籍校等の依頼書に基づき検討し、配慮の可否を決定する。希望する配慮は、日常の学習場面で継続して実施している配慮を基本とする。

## 9 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、令和8年3月27日（金）までに、上記の他に検査等を行うことができる。

## 10 入学者選考に係る情報の提供

かかみがはら支援学校の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報提供の請求があった場合には、次のとおり即日提供するものとする。受付は、土・日曜日、及び祝日を除く午前9時から午後4時までの間とする。

また、学力検査終了後は、当該問題を掲示して公開することとする。

### (1) 調査書情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、かかみがはら支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、令和8年2月20日から同年4月30日とする。
- オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

### (2) 学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、かかみがはら支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、令和8年2月20日から同年4月30日とする。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。